

目次

第一章 総則(第一条 第二条)
第二章 運送業務等(第三条 第五条)
第一節 運送の申込み及び引受け(第六条 第十七条)
第二節 積込み又は取卸し等(第六十条 第六十四条)

第一章 総則

第一条 運送の目的

第一条 運送は、一般貨物自動車運送事業を行います。
第二条 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

第二章 運送業務等

第一節 通則

第三条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲示します。
第四条 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲示します。
第五条 当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすき貨物を運送する場合に他正当事由がある場合には、この限りではありません。

運送の申込み

第六条 当店は、貨物の運送を申込みする(以下「申込者」という。)は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。
一 申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
二 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数
三 集貨及び配達の先又は送地及び目的地(同地、アパートその他層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。)

運送の引渡

第七条 当店は、前条第一項の運送申込書の提出があつた場合において、申込者と協議により、当該運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を作成し、これを提出する。
一 集貨及び配達は、前条第二項の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨
二 運送の引渡先又は積込及び積出の予定日時
三 運送料金等

運送の取扱い

第八条 当店は、貨物の運送の申込みがあつたときは、その貨物の種類及び性質を通知することにより、申込者に求めることがあります。
一 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が通知したことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することができます。
二 当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したものと異なるときは、これにより生じた損害の賠償を請求します。

運送の引渡

第九条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することができます。
一 当該運送の申込みが、この運送約款によらぬ、運送の引受けを拒絶する旨を通知したものであるとき。
二 申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意をせず、なるとき。
三 当該運送に適合する設備がないとき。

利用運送及び利用運送手数料

第七十条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う利用運送に利用して運送することができます。この場合において、当店は、あらかじめ、荷送人に当該貨物の利用運送事業者の商号又は名称等を通知します。

積付け

第七十一条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。
二 シート、ロープ、建木、合木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第四節 貨物の受取及び引渡

第七十二条 当店は、運送申込書に記載された集貨先又は発着地において荷送人又は荷受人の指定する者から貨物を受取り、運送申込書に記載された配達先又は到着地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。
(管理業者に対する引渡)
第七十三条 当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡をもつて荷受人に対する引渡先とみなします。

運送不能の貨物の取扱い

第七十四条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、貨物の処分につき指図をすべきことを催告することができます。
二 当店は、荷受人が指図を拒み、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合は、遅滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物及び受取を催告し、その期間経過後、さらに、荷送人に対し、指図と同じ内容の催告をすることができます。
(引渡不能の貨物の寄託)
第七十五条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、貨物の処分につき指図をすべきことを催告することができます。

貨物の処分

第七十六条 当店は、前項の規定により貨物の引渡先と指定する者が、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知し、かつ、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。
(貨物の処分)
第七十七条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求め、その旨を荷送人に通知します。

第六節 事故

第七十八条 当店は、運送上の危険が生ずるおそれがあるとき、認められる場合には、前条第一項の規定により指図に応じないことがあります。
(貨物の処分)
第七十九条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求め、その旨を荷送人に通知します。

第七節 運賃、料金等

第八十条 運賃、料金等(燃料サーチャージを除く。)及びその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表により、運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に別別に定めるところにより、燃料サーチャージを算入して算定します。
(運賃料金の取受方法)
第八十一条 当店は、貨物を受取るに当たって、荷送人から運賃、料金等を受取ります。

第八節 賠償

第八十二条 当店は、貨物の引渡しを完了したとき、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。
(賠償請求書の提出)
第八十三条 当店は、前項の規定にかかわらず、全運送についての運賃、料金等、最後の運送を行う運送事業者が賠償の責任を負います。
(賠償に基づく権利取得)
第八十四条 当店は、前項の規定にかかわらず、全運送についての運賃、料金等、最後の運送を行う運送事業者が賠償の責任を負います。

第九節 連絡運輸

第八十五条 当店は、運送の中止の理由に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によることを除き、前項の運送の中止を請求することができます。ただし、荷送人が、運送引受書に記載した集貨予定日の三日以前までに運送の中止を請求したときは、この限りではありません。
(中止手数料)
第八十六条 当店は、運送の中止の理由に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によることを除き、前項の運送の中止を請求することができます。ただし、荷送人が、運送引受書に記載した集貨予定日の三日以前までに運送の中止を請求したときは、この限りではありません。

第三章 積込み又は取卸し等

第八十七条 積込み又は取卸し等(以下「積込又は取卸し」という。)は、当店の責任においてこれを行います。
(積込又は取卸し及び積込料金の取卸し)
第八十八条 当店は、貨物の積込又は取卸しを受けた場合には、当店が別に定める料金を積込又は取卸しに要した費用を受取り、当店の責任においてこれを行います。